

# 令和7年度に締結をした随意契約件数の集計結果について

令和7年度における随意契約件数は907件(大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第33条各号で定める金額以下となる契約、公共料金(電気、ガス、水道及び電話)に係る契約、公共事業に伴う土地等の取得又は物件等の補償に係る契約、既に公表することとされている契約、大分県情報公開条例において非公開情報とされている契約を除きます。)となりました。907件を契約理由別に見ると次のとおりとなっています。

1	不動産の買入又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとき。 (令第167条の2第1項第2号)	(1)~(21) 計	869件
	(1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。		21件
	(2) 特殊の性質を有する物品を買入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。		595件
	(3) 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。		0件
	(4) 県の行為を秘密にする必要があるとき。		0件
	(5) 運送又は保管をさせるとき。		0件
	(6) 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。		0件
	(7) 条例又は議会の議決により財産を譲与又は無償貸付けをすることができる者に当該財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。		0件
	(8) 非常災害による罹災者に県の生産に係る建築材料を売り払うとき。		0件
	(9) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。		0件
	(10) 外国で契約をするとき。		0件
	(11) 国又は公共団体と直接契約を締結するとき。		8件
	(12) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。		0件
	(13) 産業又は開拓事業の保護奨励のため必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき。		0件
	(14) 公益事業の用に供するため必要な物件を直接に事業者に売り払い又は貸し付けるとき。		0件
	(15) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。		0件
	(16) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。		0件
	(17) 公債、債権又は株式の買入れ又は売払いをするとき。		0件
	(18) 委任又は準委任に属する契約のうち、訴訟その他の事務で競争により難いとき。		0件
	(19) 提案競技を経て契約の相手方を特定するとき。		229件
	(20) 郵券、印紙、自動車損害賠償責任保険等法令に基づいて取引価格(料金)が定め		0件
	(21) 法令等の根拠に基づき契約の相手方が特定されるとき。		16件
2	緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (令第167条の2第1項第5号)		21件
3	競争入札に付することが不利と認められる場合 (令第167条の2第1項第6号)		4件
4	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合 (令第167条の2第1項第7号)		7件
5	競争入札に付し入札者がいない、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 (令第167条の2第1項第8号)		6件
6	落札者が契約を締結しない場合 (令第167条の2第1項第9号)		0件

計

907件